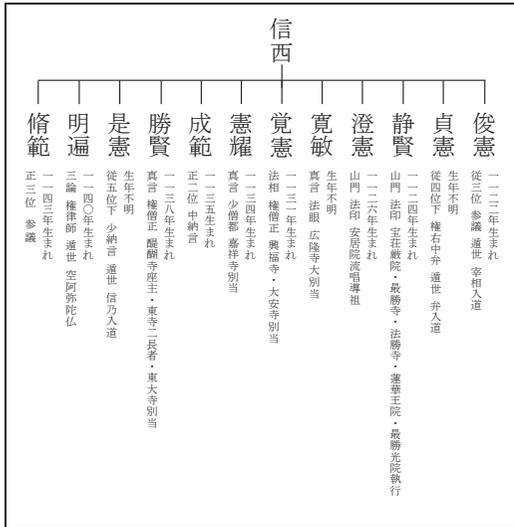


静賢の生涯 (上)

松下健 二

はじめに

平氏政権の成立から鎌倉幕府の誕生に至る動乱は、日本史上でも屈指の重大事に数えられる。この動乱は、貴族から武士へと
 という政治的な新しい潮流を生み出しただけでなく、『平家物語』という共同体の「歴史」として社会に浸透し、「日本人」の行動
 の規範として長く機能しつづけたのだった。その動乱の時代に、後白河院の側近として歴史の表舞台に現れたのが少納言入道信
 西の子、静賢^{じやうけん}である。静賢は、当時の政治や宗教・文化に大きな影響を与え得る地位にあったにも関わらず、信西一門(系図1)
 のなかではこれまでそれほど注目を集めることのなかった人物である。近年、美術史の分野から静賢の活動を重要視する論考が
 提示されてはいるものの、まだまだ正当な評価を得ていないのが現状である。法勝寺や蓮華王院といった院政期に京
 外に新設された御願寺を活動の基盤とし、旧来の貴族社会や寺院社会の外
 側に身を置いていた静賢は、公卿に列席した俊憲や成範^{しげのり}・脩範^{しゅうのり}、あるいは
 権門寺院で出世を果たした兄弟たちとは一線を画している。また、数多の法
 会で導師を務め、安居院流唱導の祖となった弟澄憲のように華々しく活躍
 して耳目を集めていたわけでもなく、『法曹類林』や『本朝世紀』を著し
 た父信西のように、まとまった著作を残しているわけでもない。法住寺殿
 という後白河院の私的な空間を主な活動の場としていた静賢は、朝廷儀礼
 や法会などに臨席して頻繁に記録に名を留めている他の貴顕の兄弟とは異
 なり、史料に登場することは少ない。だが、公的な社会とは一線を画し、
 その行動を伝える記録が多くないことは、必ずしも静賢が軽んぜらるべき
 人物であったことを意味しない。院政という特異な政治体制において、私
 的なつながりから院の厚い信頼を勝ち得ることは、ときに朝廷や権門寺院



系図1 信西の子息

で高い地位を獲得すること以上にその人物に大きな影響力を付与することにもなるのである。静賢が、後白河院政にいかに大きな役割を果たしていたのかは、次の『平家物語』の一節を読めば、容易に想像がつく。

静憲法印ト申ケル人ハ、故少納言入道信西ガ子息也。万事思知テ振舞人ニテ有ケレバ、平相国モ殊ニ用テ、世中ノ事共時々云合セラレケリ。法皇ノ御気色モヨクテ、蓮花王院執行ニモナサレナドシテ、天下ノ御政常ニ被仰合「ケルニ、

(延慶本 第一本廿二)

この記述を信用するならば、静賢は、後白河院と平清盛の両者から信を置かれ、「世中ノ事」や「天下ノ御政」について双方から相談を受ける立場にあった。そのことは、静賢と歌人として交流のあった慈円の「コレ(静賢)ヲ又院モ平相国モ用テ、物ナド云アハセケル」(『愚管抄』巻第五)という証言によっても裏づけられる。また、慈円は静賢について「万ノ事思ヒ知テ引イリツ、マコトノ人ニテアリケレバ」(『愚管抄』巻第五)、「世の末には、かやうなる僧もいと有がたし。信西入道が子供は一人もあだなるは見えぬ中にも〔以下欠〕」(『拾玉集』第五)と述べて手放しで称賛しており、「振舞人」と呼ばれる『平家物語』の静賢の姿が、実像を多分に反映していることをも伝えている。

静賢は、複雑に利害が絡み合い、ときに激しく反目するこの二つの強烈な個性のバイプ役を務め、危ういバランスのうえに成り立っている世を治めるといふ困難な課題を負っていた。結果的に、両者の対立は鹿ヶ谷事件や治承三年の政変として表面化してしまふのだが、静賢がこの難しい役目を担えたのは、時代の提起する難題に立ち向かう意志と才覚が備わっていたからに他ならない。

その点で、静賢は、父信西の精神的な後継者であった。貴族社会での栄達を諦めて出家を決意した信西が詠んだ、

ぬきかふる衣の色は名のみして心をそめぬことをしそ思ふ

(『月詣和歌集』九月附雑下)

という歌は、そのまま静賢の心境をいい表しているはずだ。信西にとって、出家は俗世間から背を向ける遁世ではなく、個人の力量で社会を動かし得る立場を獲得するための方便に過ぎなかったが、それは朝廷や権門寺院から距離を置いていた静賢の在り方にも通じているのである。「静賢は父信西の黒衣の宰相たる一面をもつともよく受け継いだ子である」という目崎徳衛の指摘は、静賢という人物の重要な一面を突いているといえよう。

しかし、静賢の人物像を描き出すには、「黒衣の宰相」のような型にはまった政治家の顔だけでは不十分である。もうひとつの静賢の重要な側面は、後白河院の文化事業を主導する制作者・演出家としての顔である。そして、政治家としての顔と文化事業の制作者・演出家としての顔が不可分であるところに静賢という人物の真価がある。

静賢は、虚構には現実を動かす力があるという信念を父信西から受け継いでいたのではない。信西が、後白河に『長恨歌絵』を献上して藤原信頼への寵愛を諫めたという逸話は『玉葉』や『平治物語』にあつて有名だが、『伴大納言絵巻』『彦火々出見尊絵巻』などの絵巻は静賢が政治的な意図をもって制作し、後白河院に献上したものともいわれている。また、信西が精力を傾けて荒廃した大内裏の再建を果たしたことはよく知られているが、このとき再建された大内裏は、朝儀の際に正面の人々にだけ威容が現れるよう計算された一種の舞台装置であつた。一方、静賢は、平治の乱後に後白河院の御所である法住寺殿の建設に深く関わるようになるが、壮麗な法住寺殿の建築物もまた後白河院の権威を粉飾する舞台装置に他ならない。後白河院政の特徴として、しばしば蓮華王院宝蔵に代表されるような「文化の政治性」が取り沙汰されるが、それは絵巻や今様を愛好した後白河院の人柄に起因している一方で、静賢が信西から継承した文化事業重視の姿勢にも発しているのである。

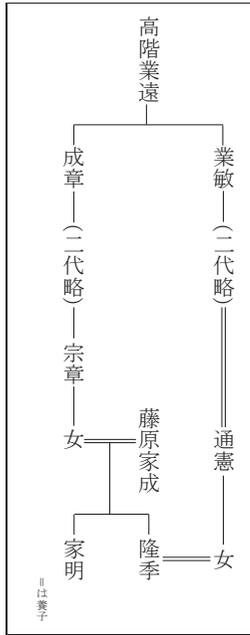
以下に、乱世に生きた静賢というひとりの人物の姿を素描してみたい。なお、静賢は、ある時期まで「静憲」を名乗っており（俗名は不明である）、平治の乱後のどこかの段階で改名したと考えられるが、本稿では煩瑣を避けるために改名後の「静賢」で統一した。「成憲」を名乗っていた弟成範、「脩憲」を名乗っていた脩範も同様である。

一 出自と少年時代

天治元年（一一二四）、静賢は高階通憲（信西）の三男として生まれた。平清盛の六歳下、後白河の三歳年上である。

静賢の祖父藤原実兼は南家貞嗣流の儒家で「件人頗有才智、一見一聞之事不忘却、仍才芸年齒超」と謳われた才人だった。実兼は大江匡房の言行録『江談抄』の筆録者としても知られているが、二十七歳にして急死した。そのため、静賢の父通憲は七歳にして父実兼と死に別れて後盾を失ったのだ。通憲が長門守高階経敏に養子入りしたのも、実兼の死に起因するとみられる。

実兼から才知を受け継いで遂には政権の主導者にまでのぼりつめた高階通憲こと少納言入道信西については古来多大な関心が寄せられてきた。その生涯を検討した論考も多いが、静賢の生涯にも大きく関わることであるので、ここではやや細かく信西についても述べておきたい。



系図3 通憲と藤原家成

し、待賢門院の最盛期を支えていたものと想像される。

少年時代の静賢が、通憲に連れられて完成したばかりの円勝寺や法金剛院を訪れていたとしても不思議ではない。そこで静賢は待賢門院の繁栄を身をもって感じたことだろう。このときの経験が、後年の法住寺殿の造営に活かされることになる。⁽¹⁹⁾

通憲の動向のなかで、もうひとつ静賢の生涯に大きな影響を与えたのは、隆盛を極める藤原家成一門との連帯である。角田文衛が指摘するように、通憲は、鳥羽院の寵臣として知られる一歳年少の末茂流藤原氏の家成と少年時代から特別な親交で結ばれており、通憲の中宮権少進・左近衛将監という初期の官途は家成の後任として任じられたものだった。⁽²⁰⁾ 角田は「もしかすると二人は、学友であった」と推察している。

家成と通憲との関係は個人的な友情にとどまらず、一族同士の連携へと発展してゆく。それは家成と高階宗章女との結婚によって決定的なものとなった。家成が宗章女を娶ったのは、保安から天治年間のことと考えられ、大治二年(一一二七)に隆季が、その翌年には家成が生まれている。高階宗章は、かつて一時代を築いた高階為章の子で、兄仲章の夭折後は、嫡男の地位を占めて白河院・待賢門院に仕えていた。宗章女との結婚は、家成にとって栄華を極める白河院・待賢門院との関係強化の意味を持つが、同時に、高階氏の血を引く通憲一門との連携にもつながっているのである(系図3)。

通憲とともに、白河院・待賢門院方の近臣として着々と地歩を固めていたかみえた家成だが、大治四年(一一二九)七月の白河院崩御を転機として大きな変貌を遂げてゆく。鳥羽院政の成立に前後して、家成は鳥羽院の後ろ盾のもとで急激な台頭を果たし、「挙天下事一向帰一家成」と評されるまでになったのだ。家成は、同母兄の頼保ら他家保の子息を差し置き、鳥羽院政下に急激な官位上昇を遂げ、保延元年(一一三五)には公卿昇進を果たしている。他の兄弟が白河院寵臣だった家保の意を受け、崇徳天皇に仕えたがゆえに失脚状態に陥ったのに対し、家成はいち早く鳥羽院に仕えることで時勢の激変に対応したのである。佐伯智広が述べるように、家成昇進の背景には、白河院政時代の勢力を再編し、家成を院近臣の中核に据えようとする鳥羽院の

思惑があったと考えられる。

鳥羽院政成立後の動揺のなかで、待賢門院の繁栄にも次第に陰りが見え始めていた。長承二年(一一三三)六月には蟄居から復帰した藤原忠実の娘勲子が鳥羽院に入内し(後に立后して泰子に改名する)、さらに翌年には得子(美福門院)への鳥羽院の寵愛が始まり、待賢門院の妃としての地位が絶対的ではなくなったのである。だが、鳥羽院は完全に待賢門院への関心を失ったわけ

はなかった。鳥羽院は、長承三年（一一三四）以降、五度にわたり待賢門院を伴って熊野御幸を挙行している。また、永治元年（一一四二）十二月の崇徳天皇から得子所生の体仁親王（近衛天皇）への讓位は、『今鏡』や『愚管抄』には崇徳院政を回避するための鳥羽院の策謀として描かれているが、近年の佐伯智広の研究によれば、体仁親王が生後間もなく崇徳天皇と中宮聖子の養子となったことで崇徳の体仁親王に対する父権は確立しており、崇徳は、鳥羽院との合意のうえで、将来的に院政を敷くことを念頭に置いて讓位したと考えられる。つまり、体仁親王への讓位は、軋轢を生み始めていた鳥羽院と崇徳天皇、あるいは美福門院と待賢門院との関係修復を企図した施策という側面を有しているのである。

とはいえ、国母となった得子の地位の向上は避けがたく、事実、近衛即位から間もなく、得子は異例ながら国母として立后し、皇后についている。待賢門院の権威の低下は避けられない。永治二年（一一四二）正月には待賢門院判官代源盛行とその妻の待賢門院女房嶋子が皇后得子を呪詛したとの嫌疑から土佐に流されるという事件が起こった。この事件の翌月、待賢門院は法金剛院にて出家、久安元年（一一四五）八月、失意のうちに世を去った。

このような政情の変化のなかで、家成は、従妹得子との関係を軸に、鳥羽院御願寺領や美福門院領の立荘に深く関与し、鳥羽院第一の近臣と呼ばれるほどの権勢を奮うようになる。一方の通憲は、先述のように保延元年（一一三五）までは判官代として待賢門院に仕えていたものの、すでに長承二年（一一三三）には鳥羽院北面衆にも伺候しており、保延四年（一一三八）からは鳥羽院判官代に就任する。また、保延五年（一一三五）五月、院宣によって催された得子の御産御祈は、通憲の奉行によるものだった。通憲は、家成と歩調を合わすかのように転身し、次第に鳥羽院近臣としての立場を鮮明にしていった。そうして、通憲は待賢門院の旧臣という立場にとらわれることなく、拔群の学識と実務能力を発揮して鳥羽院政下で頭角を現してゆくのである。

家成が急激な昇進を遂げていた保延元年（一一三五）十月、家成邸で歌合が催された。その歌合には、父通憲とともに十二歳の静賢も出詠して、

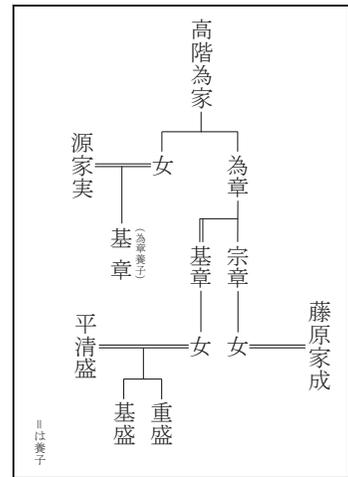
保延元年家成卿家歌合 祝

法印静賢

海原の三たび桑田になるを見し人にもまさる君が経む世は

〔夫木和歌抄〕卷廿三

の歌を残している。²⁸『千載集』に六首、『新古今集』に一首入集する歌人静賢としての最初の事績であるが、この直後には静賢は比叡山に入り、歌界から離れることになる。通憲は、少年時代の静賢をしばしば家成邸に連れてゆき、一世を風靡する家成一門と親交を深めていたのだろう。通憲は、その後も娘を家成の嫡男隆季に嫁がせるなど家成一門との連携強化を進めているが、静



系図5 藤原家成と平清盛

されており、しばしば事実との相違が指摘されるが、当時の清盛に対する世間からの視線は、ここで描かれるような侮蔑混じりのものだったのかもしれない。武士の忠盛一門が周囲から低く見られていたことは、忠盛が昇殿を許された際に、公卿たちによる闇討ちが謀られたという『平家物語』のエピソード（殿上闇討）からも窺えるところである。

清盛は、保延四年（一二三八）に高階基章女とのあいだに嫡男重盛を生んだ。すでに従四位下に叙されていた清盛が右近衛将監に過ぎない高階基章の娘を妻に迎えたことについては、これまでさまざまな推論が提示されてきたが、栗山圭子が指摘するように、清盛が高階基章女と結婚した最大の目的は、家成との縁故を強化するところにあつたと考えるのが穏当であろう。先述の通り、家成は高階宗章女を妻としていたが、基章は宗章の父為章に養子入りしている。つまり、清盛が娶ったのは家成の妻の従姉妹に当たる女性である（系図5）。多少の身分的不釣り合いをおしてまで家成との縁戚関係を優先させる清盛の結婚には、父忠盛や継母宗子の意向が働いていたと考えられるが、実際、これ以降、忠盛は家成とともに院司として鳥羽院に仕え、鳥羽院政の中核を担ってゆく。また、高階基章女との結婚は、家成との連携だけでなく、通憲一門との関係強化にもつながったはずだ。橋本義彦は、出家後の信西が亡くなった忠盛の後を受けて肥前国神埼荘の預所となったと推察しており、また、平治の乱の発生により沙汰やみになったものの清盛は八歳の長女を通憲一門の成範と婚約させていた³⁷⁾。このような点からも通憲と忠盛、両家のつながりの深さが看取できるのである。

清盛は「フカスミノ高平太」と呼ばれていた十四、五歳のころから高階基章女と結婚する保延年間に至るまで、頻繁に家成邸に通っていたと想像される。家成の主催する歌合に出詠していた出家前の静賢が、家成邸で若き清盛と面識を得ていた可能性は高い。静賢と清盛との因縁は、このころにまで遡られるのである。

二 配流まで

『僧綱補任残欠』によると寿永三年（一二八四）の静賢の法鵬は四十九であるから、静賢は、保延元年（一二三五）、数え十二で受戒して比叡山に入った計算になる。寺院社会に入るということは、すなわち然るべき僧に師事して師の住房に同宿し、学問・修行に励むことを意味しているが、静賢が誰に師事し、どのような法脈に連なっているのか、窺い知る術はない。なお、静賢よ

り二年遅れて比叡山に入った同母弟の澄憲は、『華頂要略』や『日本大師先徳明匠記』によると、慧光房澄豪の孫弟子である己講珍兼に師事して檀那流教学を学んでいるが、澄憲が東塔北谷竹林房に住していたことから考えると、澄憲は、澄豪の弟子で竹林房流を開いた松井法橋長耀とも無関係ではないらしい。そのため、静賢も澄憲と同じく檀那流教学の系譜に連なっていたとも考えられるが、推測の域を出ない。

『兵範記』保元元年（一一五六）十一月七日条は、無量寿院（法成寺阿弥陀堂）の法華八講の堅者に「伝燈大法師静賢」が内定したことを伝えている。⁽⁴⁰⁾これが一次史料に静賢の名が登場する最初である。同年十二月三日、静賢は堅者を務めあげ、無量寿院供僧に任じられた。なお、このとき探題と証義者を延暦寺僧の明雲が兼務し、問者を園城寺の行兼、尊助、叡覚、永澄、融覚が務めている。⁽⁴¹⁾

静賢の学僧時代の足どりは、三十二歳で法華八講堅者として現れるまで、一切が不明であるといつてよい。静賢が修業していた当時の延暦寺は、保延四年（一一三八）に園城寺出身の鳥羽僧正覚猷が在位三日間で座主を退くという混乱があった後、第四十八代座主行玄が十七年の長きにわたって貫主に就いていた。行玄は、藤原師実の子で元来撰閥家と結びつきが強く、鳥羽院や関白忠実の厚い帰依を受けて青蓮院初代門主となった人物である。行玄の在位中にも、山門はたびたび園城寺との抗争を引き起こしており、⁽⁴²⁾また久安三年（一一四七）六月には忠盛・清盛父子の配流を求めた山門の強訴（祇園乱闘事件）が発生している。静賢は、そのような騒擾を間近に感じながら学僧生活を続けていたのであろう。

一方、鳥羽院近臣としての地歩を固めていた通憲は、天養元年（一一四四）に藤原姓に復姓して少納言に任じられたが、同年六月に出家して信西を名乗った。出家後も信西は通世することなく鳥羽院に近侍し、久安四年（一一四八）に、それまで実務型近臣として鳥羽院政を支えていた勸修寺流の藤原頼頼が薨去すると、鳥羽院はますます実務能力に長けた信西を重用したのだった。久寿二年（一一五五）七月の近衛天皇の夭折により、美福門院の養子である守仁親王（二条天皇）が即位するまでの中継ぎとして守仁親王の実父である雅仁親王が皇位についた。後白河天皇である。このような皇位継承が計画された背景に、信西の助言があったことはよく知られている。鳥羽院政末期、信西の発言力は皇位継承問題に介入できるほどになっていた。そして、信西の妻朝子（紀二位）がかつて乳母をつとめていた後白河天皇の誕生は、側近としての信西の地位を確固たるものとし、保元の乱後の「信西政権」⁽⁴³⁾の出現を準備したのである。

保元の乱後、信西の子息たちは飛躍的に身分を上昇させた。高階重仲女腹の俊憲は藏人頭や権左中弁などに任じられ、平治元年（一一五九）には参議となつて公卿に列席し、また次男の貞憲も権右中弁に任じられて俊憲同様に実務官人として力量を発揮した。一方、同じ重仲女腹の是憲や朝子腹の成範・脩範は、信濃・播磨・美濃などの国司を務めて信西一門の経済的な柱となつ

た。また、僧籍の子息には、比叡山に入った静賢・澄憲の他に、興福寺の覚憲、仁和寺の寛敏・憲耀および勝賢（後に醍醐寺三宝院実運より伝法灌頂を受ける）、東大寺の明遍がいたが、このうち保元の乱後に信西の肝煎りであからさまな出世を遂げたのは、保元三年（一一五八）に仁和寺寛遍から伝法灌頂を受けて広隆寺大別当に就任した寛敏、同年十二月に二十一歳で法橋・権律師に任じられた勝賢⁽⁴⁵⁾、そして宝莊嚴院・最勝寺・法勝寺という三つの御願寺の上座に就いた静賢の三人である。このような信西の強引なまでの子息の登用が、二条親政派・後白河院政派を問わず多くの人々の反感を買い、平治の乱勃発の誘因となったといわれている⁽⁴⁶⁾。

保元元年（一一五〇）十二月に無量寿院の法華八講で堅者を務めた翌月、静賢は宝莊嚴院僧坊造営の功により法橋に叙されて僧綱に加わっている⁽⁴⁷⁾。白河の宝莊嚴院は藤原家成の造営した鳥羽院の御願寺で、静賢は家成との関係からこの寺の運営に関与するようになったのだろう。『平安遺文』に収められている「宝莊嚴院領莊園注文」⁽⁴⁸⁾は、平治元年（一一五九）閏五月に宝莊嚴院へ上納された物品の明細であるが、この文書によると、近江国三村庄は領家の「上座法眼静憲」に対して米三百石、油一石六斗、蘆三百枚を納めている。近江は、祖父の高階重仲や兄俊憲が国司を務めた土地であり、おそらくは信西一門に伝わっていた領地を宝莊嚴院に寄進していたのであろう。また、「上座」は御願寺の実務を司る三綱の最上位で「執行」とも呼ばれて寺院運営を主導する地位である⁽⁴⁹⁾。静賢が宝莊嚴院上座に就任した時期は判然としないが、僧坊を造営した保元元年から程なくして上座を任されるようになったのではなからうか。なお、この文書からは勸修寺流藤原朝隆・右大臣入道源雅定・太宰大貳平清盛・藤原隆季などが宝莊嚴院に寄進していたこともわかる。

静賢はいつごろまで宝莊嚴院の上座に就いていたのだろうか。応保二年（一一六二）成立の『究竟僧綱任』⁽⁵¹⁾には、静賢は「最莊嚴院上座」として記載がある。「最莊嚴院」は宝莊嚴院の誤記であろう。また、静賢と歌人として交流のあった源頼政には、

宝莊嚴院になべてならぬ梅ありと聞きて執行静賢に下ろし枝を請ひに遣したるに今年はえあらじ、明春賜ばんと申したる返事に

頼むとも又来ん年の春までは梅の枝またじ残りなき身は

（『源三位頼政集』雑歌）

という梅の切り枝を拒まれた自分の余生の短さを嘆く歌があるが、少なくともこの歌が詠まれたころまでは静賢は宝莊嚴院上座をつづけていた。この歌がいつ詠まれたものか定かではないが、頼政は、承安二年（一一七二）三月十九日、宝莊嚴院にて行われた藤原清輔主催の尚齒会（長寿を祝う会）に出詠しており⁽⁵²⁾、この歌も、あるいはその前後のものかもしれない。

いずれにせよ、静賢は平治の乱後も長きにわたり宝莊嚴院上座に就いていた。これは、同じく保元年間に就任した最勝寺や法勝寺の執行職からは平治の乱後に失脚しているのとは対照的である。静賢が、長期にわたり宝莊嚴院上座でありつづけたのは、宝莊嚴院がもとと家成と関係の深い寺だったという事情に起因しているのだろう。

『兵範記』保元二年（一一五七）四月二十八日条によると、この日、静賢は六勝寺の一つである最勝寺の上座に補任された。最勝寺は、鳥羽天皇を願主として元永元年（一一一八）に藤原基隆以下七名の造営によって創建された寺である。静賢が最勝寺上座を務めたことを示す史料は『兵範記』の当該記事以外になく、先述の通り、平治の乱によって解職されたものと推察される。

一方、静賢が、保元年間に法勝寺執行に就いて乱後に失脚したことは史料によっても裏づけられる。法勝寺執行には、その後、鹿ヶ谷事件後に還補されることになるが、静賢が「国王ノウヂデラ」（『愚管抄』巻第四）と称され、巨大な八角九重塔の聳える法勝寺の運営を委ねられていた事実は注目に値する。白河院御願の法勝寺は、院政期に多く作られた御願寺のなかでも最大のものであり、そこでは上皇主宰の国家的法会が多く営まれ、宮中の大極殿を凌駕する儀式空間として院政期の王権を象徴する寺院であった。また、天皇家出身の仁和寺御室法親王が檢校職を歴任し、園城寺、延暦寺、興福寺などの大寺院の座主らが別当・権別当を兼務するという法勝寺の特殊な組織構造や、講師を務めることが南都北嶺の僧の昇進ルートになっていた法会の運営によって、法勝寺には、自立化を進める権門寺院を院権力のもとに統合する機能が期待されていた。このような国家的寺院の執行に静賢が抜擢されたことは、単に保元の乱後の信西の権勢を象徴しているだけでなく、寺社勢力の統制を眼目に掲げて「保元新制」を推し進める信西にとつては、これが改革成功の鍵を握る重要な一手であったことをも意味している。

保元の乱後の静賢の重用は、寛敏や勝賢などの他の僧籍の兄弟に比べても顕著であり、そこから父信西が静賢に掛けていた期待の大きさを読みとることもできよう。子息を国家の枢要な地位につけようとする信西の構想は平治の乱によって一旦頓挫するが、いずれの子息も、乱後の社会でそれぞれに才覚を発揮し、結束を保って後白河院政の行く末を左右するほどの勢力を形成するのである。

平治元年（一一五九）十二月九日、藤原信頼・源義朝らの反信西軍が蜂起した。平治の乱の勃発である。この事件の発生から配流に処されるまでの静賢の具体的な動向を伝える資料は残っていないが、類推の手がかりとして、『平治物語』などを参照しながら他の兄弟の動きを追うことにしよう。

古態とされる陽明文庫本によれば、信頼軍は、丑刻に後白河院御所の東三条殿に夜討ちをかけて「公卿・殿上人・局の女房たち、何も信西が一族にてぞあるらん」と殲滅を命じ、寅刻には姉小路西洞院の信西の宿所をも焼き払ったという。また、東山にあった信西の邸宅もこのとき焼失しており、反信西軍は猛烈な一斉攻撃によって信西一門の打倒を図っていた。

このとき、夜討ちを予見していた信西はすでに田原の大道寺に逃れていて不在だった。また、『愚管抄』巻第五によれば、紀二位は連れ出される上西門院の衣の裾に隠れて東三条殿を脱出して難を逃れたが、俊憲・貞憲は襲撃時も東三条殿に残っていた。俊憲は、「タ、ヤケ死ン」と諦めて北の対の縁の下に身を隠して様子を窺っていたが、隙について「焰ノタ、モエニモエケル」なかを走り抜けて脱出し、九死に一生を得たのだった。

翌十日の夜、成範は岳父となる予定だった清盛を頼って六波羅に逃げ込んだが、熊野参詣で清盛が不在だったために検非違使の手に引き渡され、博士判官坂上兼成を介して藤原成親へと預けられた。同様に、数日のうちに信西一門は全員検非違使に捕えられ、拘束されたものと思われる。討ち取られた信西の首が獄門に晒された三日後の二十日、陣定が開かれた。子息たちは、大宮左大臣藤原伊通の便宜によって死罪を免れ、遠流に処されることが決定した。

二十日に流罪が決まった信西子息が実際に配所に送られたのは、二十六日の合戦で宣旨を携えた清盛が信頼・義朝を打ち破ってから数日後のことだった。信頼・義朝が謀叛人として討伐されても、なお信西子息の配流が取りやめにならなかったのは、信頼に加勢していた大納言藤原経宗と別当惟方が勅勘を蒙るのを恐れ、競合相手である信西子息の放逐を企図したためであった。この間の信西子息の様子を『平治物語』は次のように描いている。

配所へおもむく其日までも、此彼の宿所により合て、詩を作、歌を読んで、互になごりをぞおしみける。すでに道とへくだる時も、消息に思ふ心を述て、一とまり三とまりをぞ送りける。西海に赴く人は、みな八重の塩路を分て行。東国へ下る輩は、千里の山川をへだてたり。関を越、やどりはかはれども、思ひはさらに慰ず。日をかさね、月を送れ共、涙はつきもせざりけり。

(学習院大学図書館本 中巻)

配流になるまでの宿所にとどめ置かれているあいだ、また配所へ送られる道中、信西子息たちは互いに歌を詠み交わして流謫の身の上を慰めていた。この様子は、たとえば『宝物集』の、

通憲少納言の公達も、おもひくにながされ給ふ事侍りき。

恋しくはきても見よとの逢坂の関の清水にかけはとめてき

静賢法師

中納言成範

わがためにありける物を東路や室の八島にたえぬ思ひは

左京大夫修範

日をへつゝ行ははるけき道なれど末を都とおもはましかば

『宝物集』巻第二

という三首の歌にもしのばれよう。安房へ向かう静賢は、下野へ赴く成範などと、このようにして互いに望郷の思いを詠み合っていたのであり、中村文が指摘するように「風雅な道行」のような旅路でもあったようだ。⁽⁶⁷⁾「恋しくは」の歌は「事ありて東のかたへまかりける道にて、故郷よりしやうぞくをこせたりける返事」の詞書とともに『治承三十六人歌合』にも収められているが、配所に向かう途中で静賢が詠んだ歌としては、他に、

尾張の国なるみと云所にて

むかしにもあらずなるみの里にきて都恋しき旅ねをぞする

『治承三十六人歌合』

おなしやうなる事にて、はらからともあつまのかたへまかりけるととき、さかみの国おほいそといふところより、
おのくくにくくへわかれけるによめる

法印静賢

おもひきやおほいそ浪に袖ひちて別のなかのわかれせんとは

『月詣和歌集』二月附別部

都を離れてとほくまかること侍ける時、月を見てよみ侍ける

法印静賢

あかなくにまたもこの世にめぐり来ば面変りすな山の端の月

『千載和歌集』雑歌上

がある。静賢一行は、逢坂の関や鳴海の里といった歌枕に立ち寄りながら東下し、大磯で別れて、それぞれの配所へ向かったのである。なお、「おもひきや」の歌は、小野篁が隠岐に流されたときに詠んだ古歌（古今集・雑歌下）を踏まえている。

だが、永暦元年（一一六〇）二月二十二日には、信西子息たちは罪を赦され、配流から二ヶ月足らずで都へ召還されることとなった。前々日の二月二十日に藤原経宗・藤原惟方が後白河院の命を受けた清盛によって逮捕され、形勢が逆転したのである。経

宗・惟方は三月十一日になって配流に処され、以降、経宗は二年、惟方は六年にわたり京に戻ることにはなかった。

静賢らの配流については、早期に召還される予想がつかからこそ歌を詠み交わすほどの余裕があったのだからとする向きもある。たしかに、静賢らの歌には総じて痛切な悲哀は感じられず、風雅を楽しんでいるようにもみえる。しかし、それは、旅中の歌心を忘れない歌人としての習性がさせるわざであり、決して状況を楽観していたわけではなからう。形式的な文人的態度の下には、東三条殿の焼き討ちや父信西の横死という未曾有の事態に対する、和歌には表せない穏やかならぬ心情が潜んでいるのではなからうか。

(つづく)

注

- (1) 静賢を扱った専論としては、前田知子「静賢の人間像」(『香椎湯』三二号、一九八五年)がこれまでのところ唯一である。そのほか、目崎徳衛「入道信西とその子」(『出家通世』中公新書、一九七六年)、青木賢豪「藤原成範年譜考」(平安文学論究会編『講座平安文学論究3』風間書房、一九八六年)、中村文「信西の子息達」(『後白河院時代歌人伝の研究』笠間書院、二〇〇〇五年初出一九八六年)、市古貞次「信西とその子孫」(『日本学士院紀要』四二号、一九八七年)、木村真美子「少納言入道信西の一族」(『史論』四五号、一九九二年)にも静賢についてのまとまった記述がある。また、歴史小説だが、永井路子「絵巻」は、五作の短編のあいだに絵巻の詞書のように架空の「静賢法印日記」を配した連作短編集で、一九六六年読売新聞社から刊行され、一九八四年に新潮文庫、二〇〇〇年に角川文庫に入っている。静賢に焦点をあてた先駆的な著作として挙げておきたい。
- (2) 永井久美子「物語絵巻に見る後白河院政期——『伴大納言絵巻』『彦火々出見尊絵巻』『吉備大臣入唐絵巻』を中心に」(博士論文〔東京大学〕甲第二七四三四号、二〇一一年)
- (3) 目崎注(1)前掲論文
- (4) ただし、この逸話は一概に史実とは認めがたい。藤原兼実は、建久二年(一一九二)十一月五日、実見した「通憲法師自筆」の「一紙之反古」に感激してこの逸話を日記に書き記しているが、この「反古」が本当に信西の自筆であったのか疑いが残る。信西死後、異能を強調するために捏造された偽文書とも考えられる。
- (5) 永井注(2)前掲論文
- (6) 桃崎有一郎『平安京はいらなかった』(吉川弘文館、二〇一六年)
- (7) 棚橋光男「後白河院序説」(『後白河法皇』講談社学術文庫、二〇〇六年初出一九九五年)
- (8) 静賢が「静憲」から改名した時期については判然としない。応保二年(一一六二)成立の高山寺旧蔵『究竟僧綱任』(翻刻は、横内裕人『日本中世の仏教と東アジア』(『讀書房』二〇〇八年))には「静憲」と表記されており、『僧綱補任抄出』では「静憲」の項に「長寛二年法眼」とある。そのため改名は長寛二年(一一六四)以降かとも考えられるが、一方で弟成範・脩範は平治の乱後、永暦元年(一一六〇)に改名しているので(『公卿補任』)、静賢も同時期に改名を終えていた可能性もある。なお、静賢は、永万元年(一一六五)成立の『統詞花和歌集』には「法眼静賢」として二首採られ、嘉応二年(一一七〇)十月の住吉社歌合には「法眼和尚位静賢」で出詠しており、永万から仁安年間には改名を

- 終えていたことは間違いない。
- (9) 静賢の生年は『僧綱補任残欠』に依拠している。『尊卑分脈』は静賢を、信西子息たちの中で俊憲・貞憲・是憲・成範・脩範に次ぐ六番目に置いている。このうち、生年の明らかな成範・脩範が弟であることは間違いないが、貞憲・是憲は生年不詳で静賢とどちらが年長であるかは必ずしも明白ではない。高階重仲女腹の貞憲を、同じ母を持つ保安三年(一一二二)生まれの俊憲と天治元年(一一四四)生まれの静賢のあいだ、保安四年(一一二三)生まれの次男とする説は、杉山重行が推定し(『作者略伝』『月詣和歌集の校本とその基礎的研究』新典社、一九八七年 初出一九八三年、市古注一)前掲論文等でも踏襲されており、ここでもそれに従う。しかし、やはり重仲女腹の是憲をも静賢の兄とみるのは、是憲が俊憲か貞憲との双子でない限りは難しい。是憲は、鎌倉後期成立の『法然上人行状絵図』では、「生年廿一」にして発心して「遊蓮房円照」を名乗り、後に法然の弟子となったとされているが、この記事を採用するなら、平治の乱当時、是憲はまた二十一歳以下であり、静賢よりずっと年下ということになる。
- (10) 『中右記』天永三年四月三日条
 当時、実兼の突然の死には殺害されたという噂もあった(『殿暦』天永三年九月二十三日条)。
- (11) 主なものに、山路愛山「平治の乱」(『源頼朝』平凡社、一九八七年 原著一九〇九年)、橋本義彦「保元の乱前史小考」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年 初出一九六二年)、角田文衛「通憲の前半生」(『王朝の明暗』東京堂出版、一九七七年 初出一九七四年)、市古注一(一)前掲論文、元木泰雄「院の専制と近臣」(『院政期政治史研究』思文閣出版、一九九六年 初出一九九一年)、木村真美子「信西」(元木泰雄編『中世の人物 京・鎌倉の時代編1 保元・平治の乱と平氏の栄華』清文堂出版、二〇一四年)がある。
- (12) 橋本注(12)前掲論文
- (13) 高階氏については、橋本義彦「院政権の一考察」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年 初出一九五四年)、角田文衛「高階家二代」(『平安博物館研究紀要』四号、一九七一年)のほか、古代学協会編『平安時代史事典』(角川書店、一九九四年)の「高階氏」以下の項に充実した記事がある。
- (14) 角田文衛「待賢門院璋子の生涯」(朝日選書、一九八五年 原著一九七五年)
- (15) 野口華世「待賢門院領の伝領」(服藤早苗編『平安朝の女性と政治文化』明石書店、二〇一七年)
- (16) 川端新「荘園制成立史の研究」(思文閣出版、二〇〇〇年)、高橋一樹「中世荘園制と鎌倉幕府」(塙書房、二〇〇四年)
- (17) 川端新「院政初期の立荘形態」(『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年 初出一九九六年)
- (18) 実際、法住寺殿の一郭に造営された最勝光院は、円勝寺・法金剛院を意識して造営されたようだ。最勝光院の落慶供養は円勝寺の例に倣って、建春門院の御移徙は法金剛院の例に倣って執り行われたのだった(『玉葉』承安三年九月九日条)。また、最勝光院の額銘の執筆を後白河院に依頼された藤原兼実の記すところによると、この額の寸法は当初円勝寺の額に倣う予定であったが、円勝寺に人を遣ったところ実物が無かったため、最終的には法金剛院の額の寸法に倣うことになったという(『玉葉』承安三年十月九日・十三日条)。
- (19) 角田注(12)前掲論文
- (20) 『長秋記』大治四年八月四日条
- (21) 佐伯智広「鳥羽院政期王家と皇位継承」(『中世前期の政治構造と王家』東京大学出版会、二〇一五年 初出二〇一二年)
- (22) 佐伯注(22)前掲論文
- (23) 『本朝世紀』『百鍊抄』『台記』 永治二年正月十九日条

- (25) 高橋一樹「知行国支配と中世荘園の立荘」(『中世荘園制と鎌倉幕府』塙書房、二〇〇四年)
- (26) 『七仏薬師法現行記』(『続群書類従26上』)
- (27) 萩谷朴『平安朝歌合大成 増補新訂 4』によると、家成は、この保延元年の八月と十月に歌合を主催している。八月の歌合は月・鹿・恋の三題、十月の歌合は落葉・祝の二題だったが、静賢は十月に祝題で出詠したのだった。十二歳という若さでの歌合出詠を疑う見方もあろうが、家成と通憲の親密な関係を考えれば、通憲が子に早期から歌人としての経験を積ませるために、あるいは子の早熟さを披露するために、静賢を歌合に出詠させていたという想定は十分成り立つ。中村文も「静賢は当時十二歳で歌合出詠には若い」と述べつつ、「まだ俗にあつて父に従い参加したかと推測される」と静賢の出詠を認めている(注〔1〕前掲論文)。
- (28) 『天木和歌抄』の引用は、萩谷朴『平安朝歌合大成 増補新訂』の本文による。なお、『天木和歌抄』巻十四は「法印静賢」の「永久二年九月三井歌合」の歌として、「河波の黄金を淘ると見えつるは岸なる菊の洗ふなりけり」を載せている。萩谷朴は、永久二年(一一一四)では世代が合わないため、これを信西息の静賢とは同名異人、あるいは『天木抄』の「法印静賢」の四字に誤謬があるとした。そして、『平安朝歌合大成 増補新訂』の「保延三年九月十四日三井寺歌合」の項で、「夫木抄にいう「法印静賢」に本文誤謬が存するのかと疑ったことだったが、仮に静賢の歌を、保延三年の本歌合にさけても、年齢的な矛盾は必ずしも解消するわけではない」と述べて、保延三年(一一三七)三井寺歌合での静賢の歌が、何等かの錯誤で永久二年三井寺歌合のものだとされたという仮説をみずから退けている。萩谷が当初疑ったように、四首しか残っていない永久二年三井寺歌合の歌のうち菊題が静賢のものだけであることを踏まえれば、これを月・菊・恋の三題だった保延三年歌合で詠まれたものが誤って永久二年とされたと推察することは可能だろう。だが、仮にそうであったとしても、すでに比叡山に入って学僧となっていた十四歳の静賢が三井寺歌合に出詠したとは考えがたく、これを静賢の初期の詠とは見做せないのである。
- (29) 『兵範記』仁平二年十一月十五日条によると家成邸の位置は「中御門北、東洞院西」にあった。家成邸が保延五年四月にはすでに中御門東洞院にあつたらしいことは『古事談』巻一九十四によって確認できる。
- (30) 高橋昌明「平忠盛と鳥羽院政(上)」(『増補改訂 清盛以前』平凡社ライブラリー、二〇一一年初出二〇〇四年)は、白河院政期の忠盛は「北面の輩全体を差配・統轄する首領的存在だった」と指摘する。
- (31) 高橋注(30)前掲論文
- (32) 忠盛が宗子を娶った時期は、角田文衛「池禅尼」(『王朝の明暗』東京堂出版、一九七七年初出一九七四年)の推定に従った。
- (33) 『尊卑分脈』末茂流
- (34) 角田文衛「平重盛の生母」(『王朝の明暗』東京堂出版、一九七七年初出一九六七年)、高橋昌明「重盛の母」(『増補改訂 清盛以前』平凡社ライブラリー、二〇一一年初出一九九七年)、樋口健太郎「高階基章女」(服藤早苗編『平家物語』の時代を生きた女性たち)小径社、二〇一三年)など。
- (35) 栗山圭子「池禅尼と二位尼」(元木泰雄編『中世の人物 京・鎌倉の時代編1 保元・平治の乱と平氏の栄華』清文堂出版、二〇一四年)
- (36) 橋本注(12)前掲論文
- (37) 延慶本『平家物語』第一本六
- (38) 黒田俊雄「寺院生活の諸相」(『社社勢力』岩波新書、一九八〇年)
- (39) 澄憲の伝記研究としては、山崎誠「唱導と学問・注釈」(伊藤博之他編『仏教文学講座8 唱導の文学』勉誠社、一九九五年)稿末の「澄憲略年譜」、畑中栄編『澄憲作文大体』(古典文庫、一九九九年)所収の「澄憲伝」などがある。

- (40) 注(8)で述べたように静賢が「静憲」から改名したのは平治の乱後である。『兵範記』の「伝燈大法師静賢」は「静憲」の誤記であろう。
- (41) 『兵範記』保元元年十二月三日条。なお、これより以前、久安五年(一一四九)五月の「東大寺僧覚仁・伊賀国目代中原利宗問注記案」(『平安遺文6』二六六四号)には、「東大寺所司等」として「都維那静憲」の名がみえるが、延暦寺僧の静賢が東大寺の三綱を務めていたとは考えがたく、信西子とは別人であろう。
- (42) たとえば、保延六年(一一四〇)閏五月二十五日には山門大衆が園城寺を焼払うという事件があり、また永治二年(一一四二)三月十七日には園城寺悪僧が東塔南谷の弥勒堂を焼いたのを契機として多数の死者を出す合戦が発生している(『百鍊抄』)。
- (43) 五味文彦「信西政権の構造」(『平家物語、史と説話』平凡社ライブラリー、二〇一一年初出一九八七年)
- (44) 木村注(1)前掲論文。なお、『尊卑分脈』は他に園城寺僧の行憲・憲俊・寛兼・憲慶を信西子息として挙げているが、木村もいうように、この子息たちは史料に見えず、詳らかではない。
- (45) 『兵範記』保元三年十二月二十九日条。静賢が平治元年閏五月以前に法眼に昇っていることからすると、この勝賢の法橋叙位は、静賢の譲りによるものと推察される。
- (46) 元木注(12)前掲論文、同「保元・平治の乱」(角川ソフィア文庫、二〇一二年初出二〇〇四年)
- (47) 『兵範記』保元二年一月十三日条
- (48) 『百鍊抄』「中右記」長承元年十月七日条。なお、『中右記』は家成造営の宝莊嚴院について「堂為鉢誠以過差也、金銀之飭赫奕照耀勝諸御堂也」と、その華美な造りを批判的に記している。
- (49) 『平安遺文6』二九八六号
- (50) 遠藤基郎「天皇家御願寺の執行・三綱」(『中世王権と王朝儀礼』東京大学出版会、二〇〇八年初出二〇〇五年)。なお、遠藤は「執行の上座」が省略されて執行と呼ばれたのであろう」と推察している。
- (51) 横内注(8)前掲書
- (52) 『愚昧記』承安二年三月十九日条。なお、宝莊嚴院では嘉応二年九月の十三夜にも藤原実定や藤原永範などが集まって詩歌合が催されている(『古今著聞集』巻四・一一五)。
- (53) 『中右記』元永元年二月二十一日条
- (54) 『山槐記』治承三年四月二十三日条
- (55) 海老名尚「中世前期における国家的仏事の一考察」(『寺院史研究』三号、一九九三年)、山岸常人「六勝寺の法会の性格」(『中世寺院の僧団・法会・文書』東京大学出版会、二〇〇四年)
- (56) 平岡定海「六勝寺の成立について」(『日本寺院史の研究』吉川弘文館、一九八一年初出一九七九年)、平雅行「中世仏教の成立と展開」(『日本中世の社会と仏教』塙書店、一九九二年初出一九八四年)、海老名注(55)前掲論文、上島享「藤原道長と院政」(『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、二〇一〇年初出二〇〇一年)など。なお、山岸常人は法勝寺の法会に大寺院を統括する性質はなく、むしろ経済的奉仕によって貴族を統括する機能を有していると異論を展開している(『法勝寺の評価をめぐって』『中世寺院の僧団・法会・文書』東京大学出版会、二〇〇四年初出一九九八年)。法勝寺を王権を象徴する仏事を行うための空虚な「劇場」と捉える山岸の議論は傾聴に値するが、上島享などによる再検討もあり(『法勝寺創建の歴史的意義』(『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、二〇一〇年初出二〇〇六年)、ここでは法勝寺に大寺院統制の機能を認める見解に従う)。

- (57) 『法勝寺御八講問答記』によると長男俊憲は保元三年七月に法勝寺弁官を務めている。また、『兵範記』仁安三年六月十八日条に載る法勝寺の「代々奉行弁官等」の交名から次男貞憲も法勝寺弁官に就いていた時期があることがわかるが、貞憲は平治の乱後に出家したとされるので、『弁官補任』等、貞憲が法勝寺の弁を務めていたのも同時期のことだろう。信西は、一門から執行と弁を輩出することで法勝寺の運営を掌握する計画だったと考えられる。
- (58) 元木泰雄は「平治の乱で大きな打撃を受けた信西一族は、乱以後はもはやかつての勢力を回復することはなかった」とし(注〔12〕前掲論文)、「所詮、彼らの華々しい活動は、父信西の庇護のもとで可能となったのであり、彼らには独自に活動するだけの力量はなかった」と述べるが(注〔46〕前掲『保元・平治の乱』)、過小評価であり首肯できない。
- (59) 上巻「三条殿へ発向付けたたり信西の宿所焼き払ふ事」。なお、陽明文庫本『平治物語』は姉小路の信西宿所の焼失を、「たゞし、これは大内のつはものどもが下人のしわざとぞきこえし」としている。
- (60) 『法住寺殿御移徙部類』(『統群書類従4上』所収)。なお、『二代要記』「己集」は「卯刻、少納言入道信西所家皆以焼失」としている(引用は『新訂増補史籍集覧1』による)。
- (61) 陽明文庫本『平治物語』上巻「信西の子息闕官の事」
- (62) 陽明文庫本『平治物語』上巻「信西の子息遠流に宥めらるる事」。なお、国文学研究資料館本等には「僧は度縁を取て還俗せさせらる」とあるが、陽明文庫本にはこの一文はなく、他に静賢らが還俗したことを伝える資料も見あたらない。誤伝であろう。また『弁官補任』は貞憲について、「十二月十日解官、依父信西縁坐也、其後出家、依有兵死聞、不処流罪」と記して、貞憲が配流されなかったとする。
- (63) 『公卿補任』平治元年条俊憲項には「十二月十日解官。同廿二日配流越後国」。同卅日出家。同二年正月改配流阿波国」。二月日召返」とあり、平治二年正月に俊憲の配所が越後から阿波に改められている。河内祥輔は、ここから平治二年正月に信西子息が配所に送られたと指摘しているが(『保元の乱・平治の乱』吉川弘文館、二〇〇二年)、『平治物語』の記述からも、信西子息の配流が平治二年元日の前後であったことが窺える。
- (64) 学習院大学図書館本『平治物語』中巻「常葉註進并びに信西子息各遠流に処せらるる事」
- (65) 陽明文庫本『平治物語』上巻、『尊卑分脈』。なお、陽明本以外の『平治物語』は静賢の配所を丹波とし、『尊卑分脈』も「安房国但下向丹波云々」と併記しているが、和歌の内容からも静賢の配所が丹波ではなく東国であったことは疑えない。
- (66) 脩範の配所は陽明本では隠岐、他諸本では阿波となっており、『公卿補任』や『尊卑分脈』も隠岐としているが、青木注(1)前掲論文や中村注(1)前掲論文は、「日をへつ、行ははるけき道なれど末を都とおもはましかは」の脩範の歌に『千載和歌集』や『月詣和歌集』では「東の方にまかりける時」という詞書があることを根拠に、実際の脩範の配所は東国であり、静賢・成範に同行していたと推定している。ただ、成立の早い『統詞花和歌集』では脩範の歌は「みやこはなれて、とほきところへつかはされけるみちにて」という詞書になっており、東国とは明示されておらず、本来は東国下向の際の歌ではなかった可能性もある。脩範は静賢・成範らに同行しておらず、この歌は、消息で静賢らのもとに寄せられたものと捉えておきたい。
- (67) 中村注(1)前掲論文
- (68) 引用は、谷山茂他編『未刊中世歌合集上』(古典文庫、一九五九年)による。
- (69) 『公卿補任』仁安元年条成範項によると、成範が召還されたのは二月二十二日である。
- (70) 中村注(1)前掲論文

【引用本文】

『延慶本平家物語 本文篇』（勉誠出版）、『日本古典文学大系 愚管抄』（岩波書店）、『増補史料大成 中右記』（臨川書店）、『和歌文学大系 拾玉集』（明治書院）、『月詔和歌集の校本とその基礎的研究』（新典社）、『増補史料大成 兵範記』（臨川書店）、『源三位頼政集全釈』（笠間書院）、『新日本古典文学大系 保元物語 平治物語 承久記』（岩波書店）、『新日本古典文学大系 宝物集 閑居友 比良山古人靈記』（岩波書店）、『新日本古典文学大系 千載和歌集』（岩波書店）、『玉葉』（名著刊行会）、『弁官補任』（続群書類従完成会）、『新注和歌文学叢書 続詞花和歌集新注』（青簡舎）、『新訂増補国史大系 公卿補任』（吉川弘文館）、『新訂増補国史大系 尊卑分脉』（吉川弘文館）